

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 1

処 分 名	船難報告書の認証	
処 分 の 概 要	船難報告書の内容を審査・認証する。	
根 拠 法 令 名	水難救護法(明治32年法律第95条)	
条 項	第10条第2項	
所 管 課	空港港湾課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	未設定	
標 準 処 理 期 間	計	未設定
審査基準	未設定	
<p>【根拠法令等】                      水難救護法                      第10条第2項 市町村長ハ報告書ノ事実ヲ審査シ相当ト認ムルトキハ船長ノ請求ニ依リ認証ヲ与フヘシ</p>		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。